

平成 26 年度 財政白書

山中湖村の財政状況



平成 28 年 6 月
山梨県 山中湖村

はじめに

昨今の社会経済情勢の変化や厳しい財政事情等を踏まえ、
施策の抜本的な見直しが進められています。

行政は「前例踏襲」や「あれもこれも」になりがちです。
見直しには、事業の必要性和行政のあるべき姿を考え、
長期的な観点からの判断が必要となります。
そのためには、財政情報が不可欠です。

村役場も同様です。

村民の皆さまが、村の財政運営に関心を持っていただき、
常にチェックできる環境を整備することは、基本的で重要なことです。

今後も、村民の皆さまがわかりやすい財政情報の公表に努めてまいります。

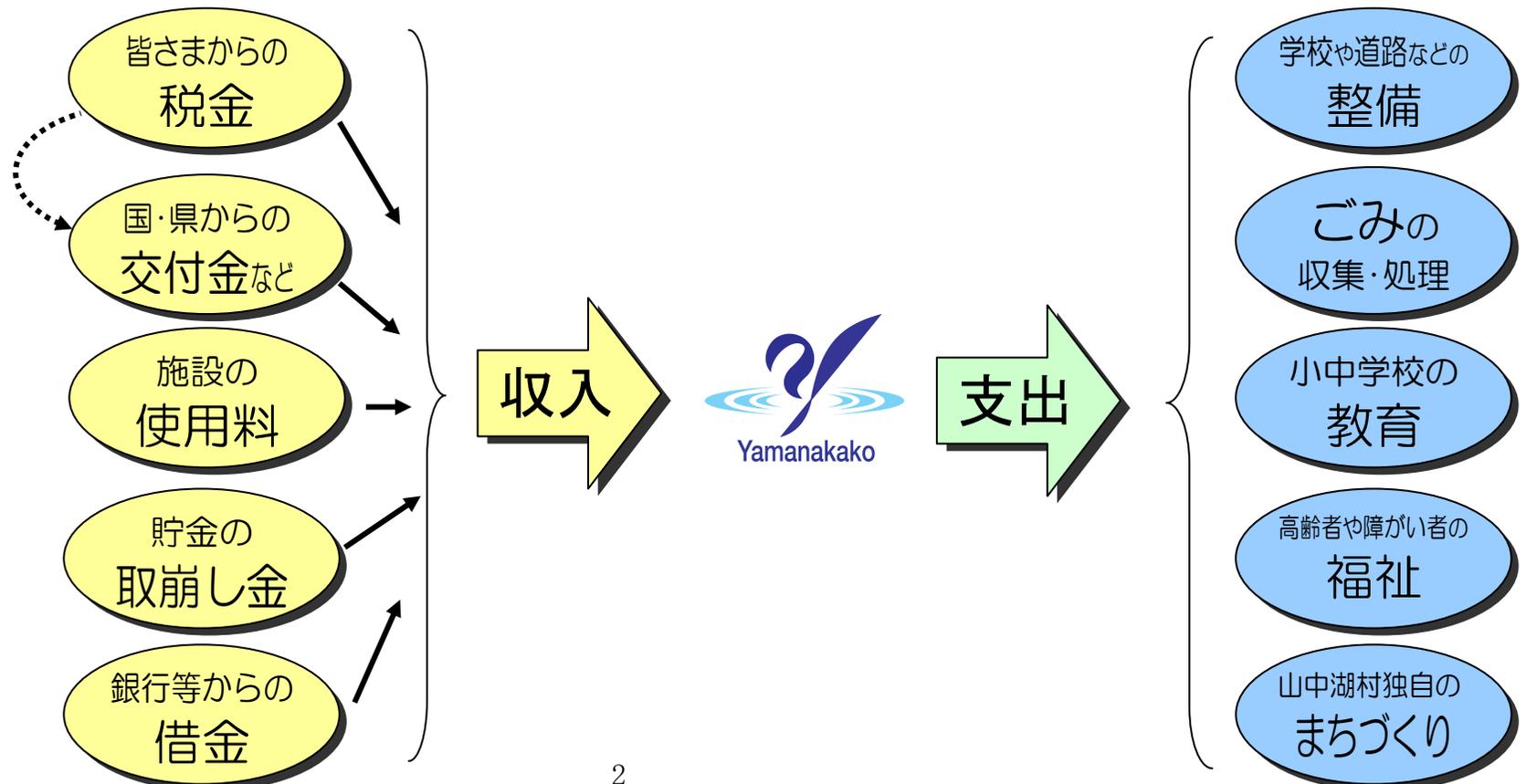
平成 28 年 6 月

山中湖村 安全経営管理課

基礎知識編

Q 1. 村役場の財政って、なに？

A 1. 皆さまからの税金などをお預かりして、そのお金を皆さまの生活に欠かせない「公共施設の整備」や「環境」「教育」「福祉」などの事業に使います。これらのことについて、お金の面から管理することなどを財政といいます。



Q 2. 「予算」って、なに？

A 2. 予算とは、1年間（4月～翌年の3月）の収入と支出を見積もることです。

山中湖村では、新しい年度が始まる前に、その新しい年度に、どのくらいの収入があるのか、そして、この1年間の行政サービスをどのように行うのかを計画し、その費用を見積もります。

山中湖村の予算書には、これからの1年間のお金の使いみちが記されています。

Q 3. どうやって、山中湖村の予算を決めるの？

A 3. 村長が予算案を作ります。
そして、村議会の審議と議決によって成立します。

山中湖村役場の各部署では、「1年間の収入」を見積もると同時に、村民の皆さまの意見や要望を聴き、「1年間の行政サービス」を検討します。村長は、各部署の案を自分の政策にそって、予算案としてまとめ、村議会に提案します。

村議会では、皆さまを代表する村議会議員が、提案された予算案をいろいろな面から議論、審議し、予算を決めます。



Q 4. 一度決めた予算は、変えることはないの？

A 4. 変えることがあります。「補正^{ほせい}予算」といいます。

村議会で決定した予算を使っていく上で、予算を作るときに予測できなかったことが起こることがあります。例えば、がけ崩れなどの災害で、すぐに対応しなければならない場合などがあります。このような時には、予算を変更し、その事態に対応することが必要です。この場合にも、村長が変更する予算案をつくり、村議会で審議し、議決によって成立します。この予算のことを補正予算といいます。

補正予算を審議する議会は、定例で年4回（6月、9月、12月、3月）あります。また、緊急のときは、臨時的に議会を開会し、審議することもあります。

Q 5. 予算は、なんのために必要なの？

A 5. 行政サービスを計画的に行うために、予算が必要です。

予算は、収入と支出の見積りとその計画です。皆さまへの行政サービスを計画的に行うためには、予算を作成することが必要となります。

村長には、予算の執行権があります。村長が予算を作成し、議会が議決することによって、村長の予算執行権を民主的にコントロールすることができます。そのためにも予算を作成する必要があります。

予算が成立した後、予算の執行権者である村長は、その責任において予算の執行を開始します。歳入における予算の執行と歳出における予算の執行とは、その性質や効力の面で異なります。歳入予算は、単なる収入の見込みにすぎないので、予算額を上回る収入も可能ですし、予算額よりも少額の収入となることもあります。しかし、歳出予算は成立した予算の目的に従って、予算の範囲内において執行する必要があります。つまり、予算額を超えて支出することはできません。

このように予算を決めることによって、予算執行権のある村長の権限を民主的にコントロールすることが可能となります。

Q 6. 「会計」って、たくさんあるの？

A 6. わかりやすいように、大きく2つの会計に分けています。
すべての会計の合計は、76億円です。(26年度歳出決算額)

村の仕事は、いろいろな分野にわたっていますので、大きく次の2つに分けています。
さらに、特別会計は7に分けています。

一般会計
52億円

普段、山中湖村の会計というと、この一般会計のことをいいます。一般会計とは、村の行政サービスの基礎的なこと、つまり、道路、小中学校の整備や環境・教育・福祉の行政サービス、まちづくりなどを行うための会計のことです。主な収入は、村税（村民税や固定資産税など）や国・県支出金などです。
(5,261,838,048円)

特別会計
24億円

- ・国民健康保険に関する特別会計 (921,366,294円)
- ・後期高齢者医療に関する特別会計 (109,233,396円)
- ・介護保険に関する特別会計 (364,329,759円)
- ・介護予防支援事業に関する特別会計 (6,350,245円)
- ・簡易水道に関する特別会計 (135,021,697円)
- ・下水道に関する特別会計 (671,617,697円)
- ・観光施設に関する特別会計 (204,624,164円)

特別会計とは、特定の目的のための会計で、下水道使用料など特定の収入があり、一般会計から切り離してその収入・支出を経理する会計のことです。

山中湖村には、7つの特別会計があります。

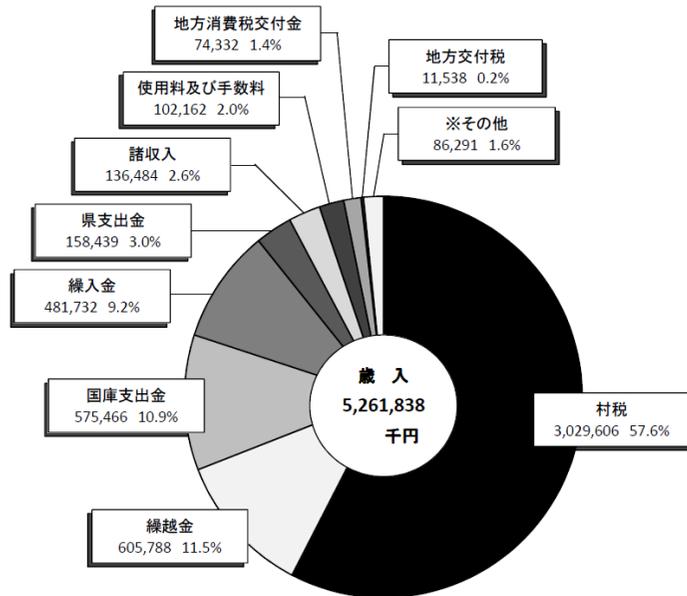
Q 7. 予算を使ったあとは、どうするの？

A 7. その年度の収入と支出の結果を「決算書」として作成し、報告します。

「入ってくる予定のお金」と「そのお金の使いみち」が「予算」でした。その予算を使った結果を「決算」といいます。決算は、実際に「入ったお金」と「使ったお金」をまとめたものです。つまり、1年間に予算の範囲内で行った行政サービスをあらわしています。

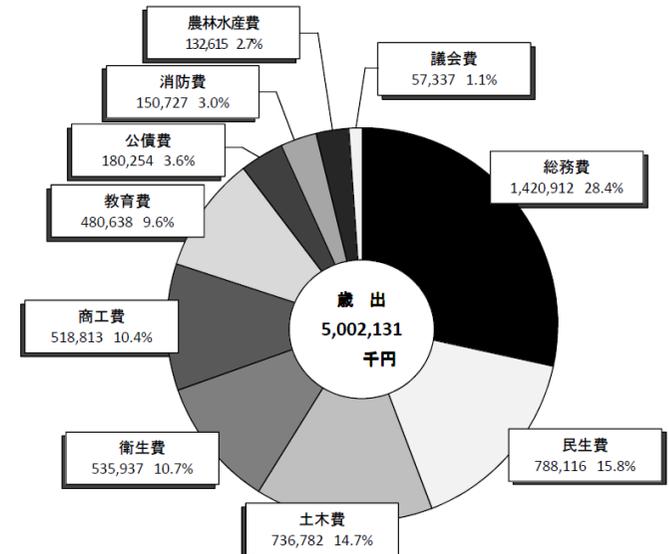
決算書は、会計管理者がつくり、村長が村議会の認定を受けることとなります。

山中湖村の歳入「入ったお金」と歳出「使ったお金」（一般会計）



※その他

分担金及び負担金	25,094	0.5%
地方譲与税	20,889	0.4%
ゴルフ場利用税交付金	10,546	0.2%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	7,291	0.1%
配当割交付金	5,360	0.1%
財産収入	4,670	0.1%
自動車取得税交付金	3,276	0.1%
株式等譲渡所得割交付金	3,129	0.1%
寄附金	2,021	0.0%
地方特例交付金	1,532	0.0%
利子割交付金	1,446	0.0%
交通安全対策特別交付金	1,037	0.0%



Q 8. 普通会計の決算書には、なにが書いてあるの？

A 8. 金額だけでなく、経営状態をあらわす指数も書いてあります。

金額

収入や支出の金額を「目的別」や「性質別」に分けて、書いてあります。
目的別とは、何を目的として使ったか（例えば、[福祉]や[教育]、[産業]など）が分かるように区分しています。
性質別とは、使ったお金がどういった性質を持っていたか（例えば、[人件費]や[建設]、[借金の返済]など）が分かるように区分しています。

収支の状況

収入と支出の差額を書いています。
この数値がマイナスになると「赤字」となります。

財政の柔軟性

経常的収入（毎年、決まって収入されるもの）のうち、経常的支出（毎年、決まって支出されるもの）の割合をあらわしたものです。
家庭に例えると、給料のような毎月決まって得られる収入のうち、食費や光熱水費などのような毎月確実に支出される経費の割合ということになります。
この数値が低い方が、自由に使えるお金が増え（この状態を「柔軟性が高い。」と言います。）、村民のみなさんのいろいろなニーズに応えることができます。

借金返済の占める率

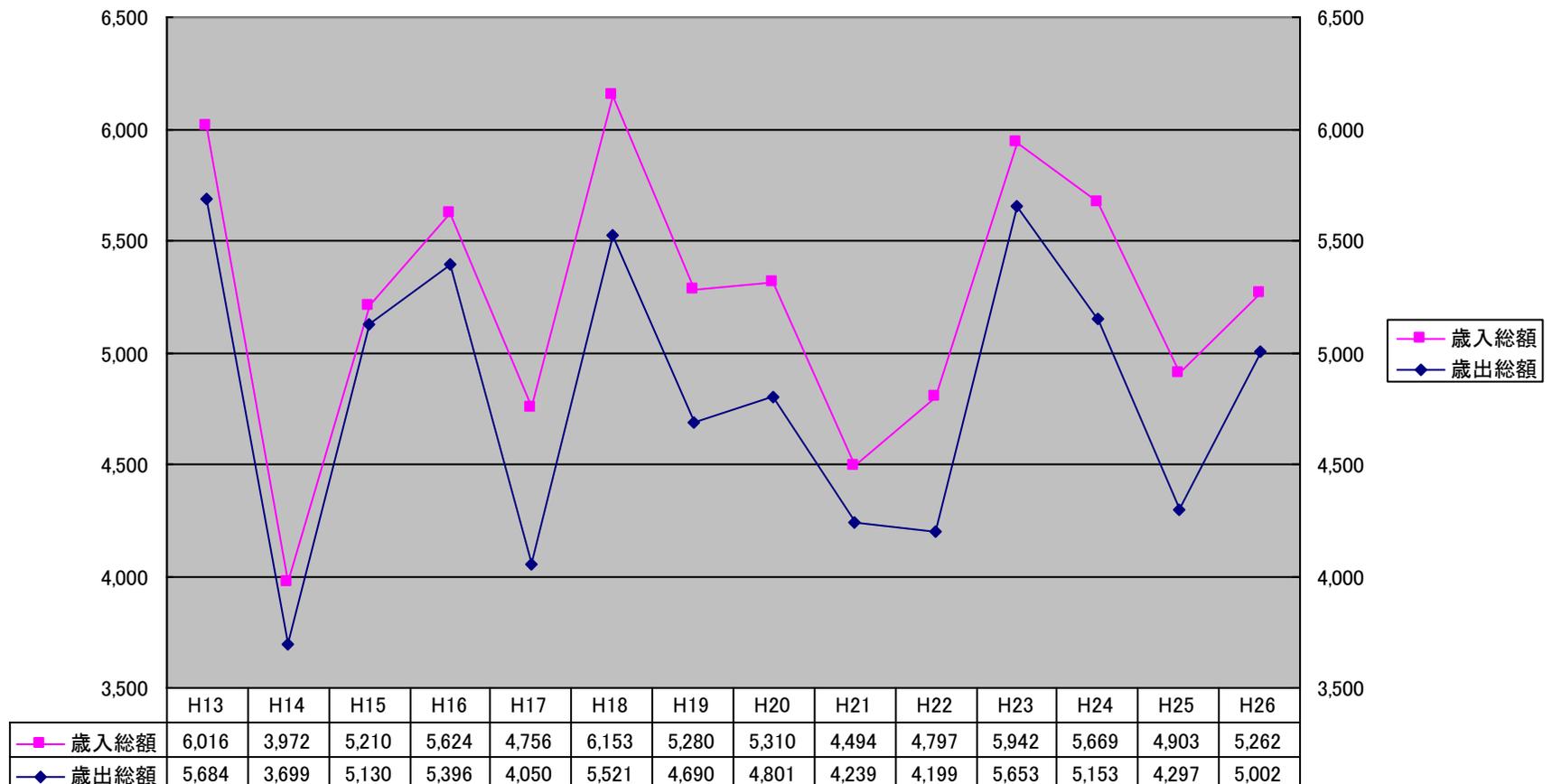
収入のうち、借金返済に占める割合をあらわしたものです。
当然、この数値が低い方が健全な財政といえます。

普通会計の金額

Q 9. 普通会計の金額って、いくらぐらい？

A 9. 収入は 52 億円、支出は 50 億円です。(26 年度決算額)

かなりの変動があります。少し、山になっている（増えている）ところは、公共施設を建設したときなどです。



(表の単位：百万円)

収入編

Q10. 収入は、どのように分けているの？

A10. 収入は、通常「性質別」に分けています。

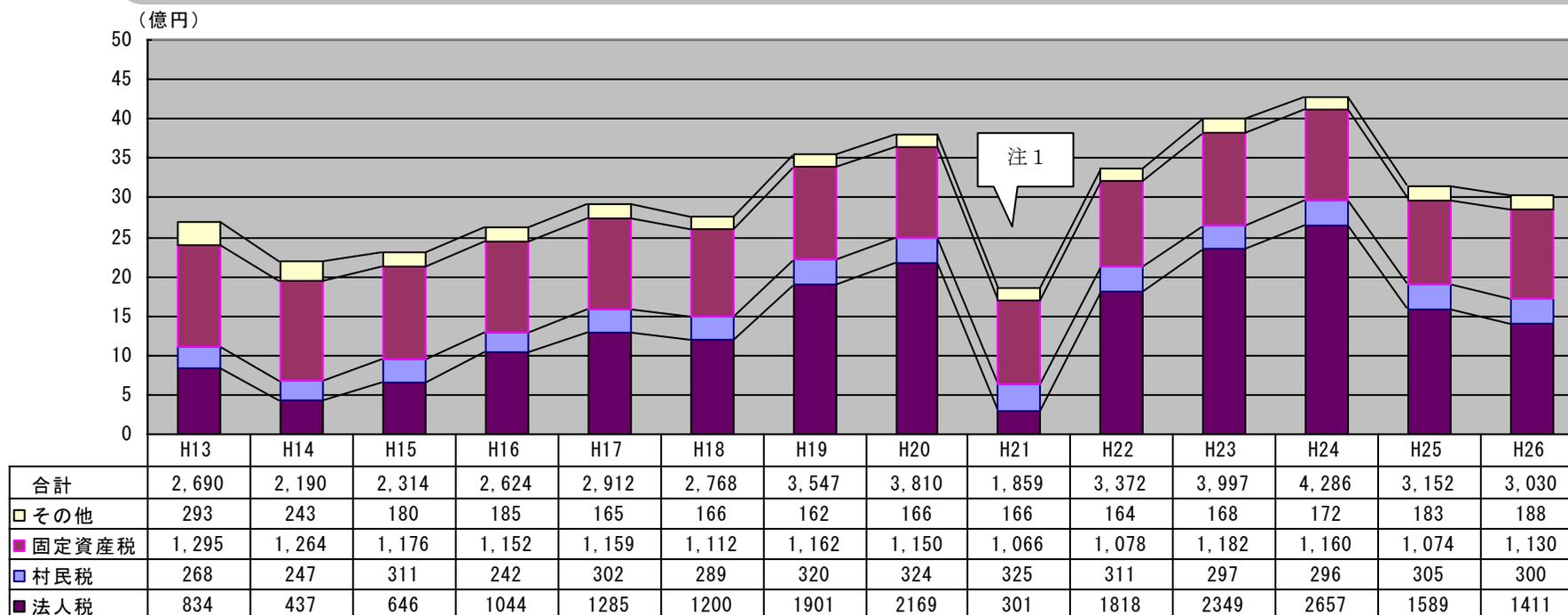
収入や支出は、「性質別」と「目的別」に区分されます。収入は、通常「性質別」に分けます。

収入項目	内 容	金額(26年度決算額)
村税	みなさんが山中湖村へ納めていただく税金です。	3,029,605,610円
分担金・負担金など	事業を行ううえで、その事業にかかる経費の一部を受益の程度に応じて負担していただきます。	70,108,524円
使用料・手数料など	村の施設を利用する時に支払うお金です。	59,523,480円
村債	銀行などからの借金です。	0円
繰入金	主に、基金（貯金）を取り崩すお金です。	473,438,000円
地方交付税・譲与税など	みなさんが国へ納めていただく税金です。国や県を通じて、山中湖村に入ってきます。使い道は自由です。	32,427,000円
国・県支出金など	みなさんが国や県へ納めていただく税金です。国や県を通じて、山中湖村に入ってきます。これは、使い道が決められています。	733,905,265円
その他	財産収入（土地などの貸付収入）、繰越金（前年度の余剰金） 寄附金、諸収入（貸付けたお金の返済金や上記にあてはまらないもの）	862,830,169円
合 計		5,261,838,048円

村税

Q11. 村税は、増えているの？

A11. 平成 19 年度に税源移譲のため増えた以外につきましては、法人税収入によって、増減に大きく影響されています。



(表の単位・百万円)

※ 数値は、すべて表示桁未満を四捨五入していますので、合計等が合わない場合があります。

注1： H21 の減の大きな要因としては、村内大企業の業績低下によるものであります。

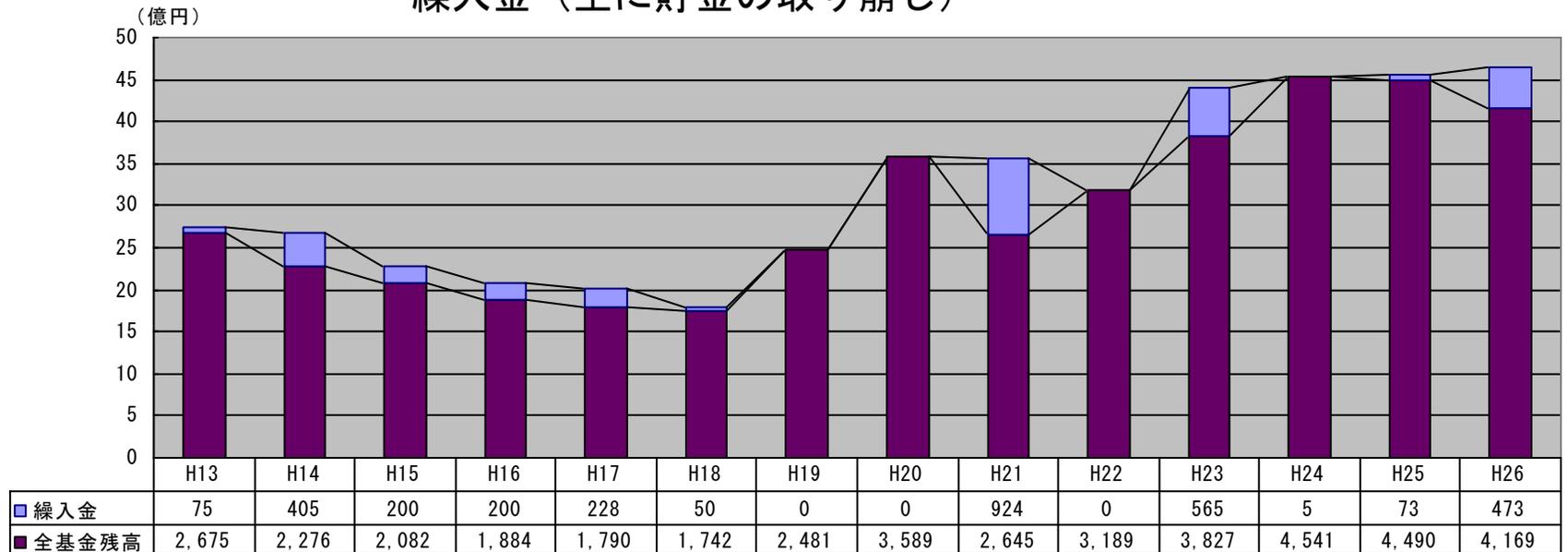
貯金取崩し

Q12. 貯金の取り崩しは、どうなっているの？

A12. 施設整備等を実施した年度は取崩が増大します。

平成21年度は平野保育所建設、交流プラザ整備事業等により、前もって積み立てていた貯金を取り崩しました。

繰入金（主に貯金の取り崩し）



(表の単位：百万円)

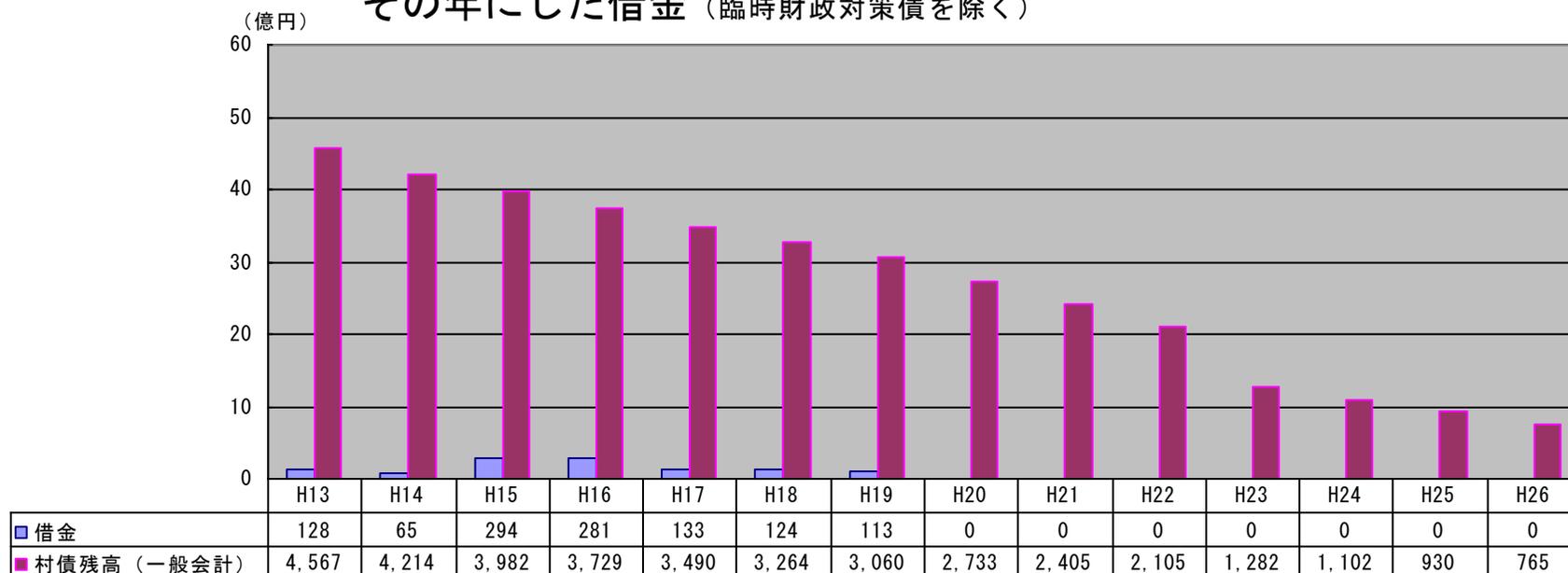
借金

Q13. 借金は、どうなっているの？

A13. ここ数年、借金はしておりません。

平成 15・16 年度は約 3 億円の借金をしていましたが、平成 20 年以降は借金はしておりません。（一般会計）

その年にした借金（臨時財政対策債を除く）



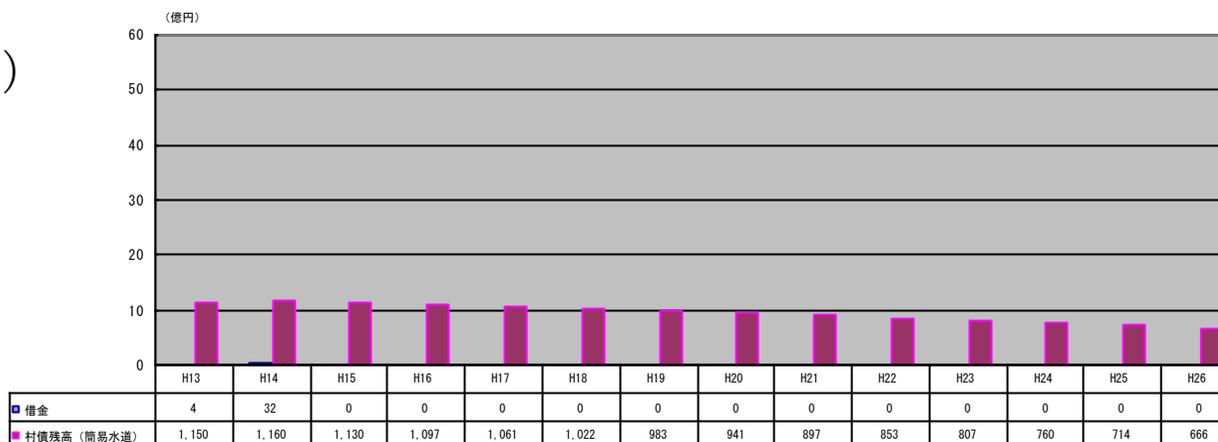
(表の単位：百万円)

(下水道特別会計)



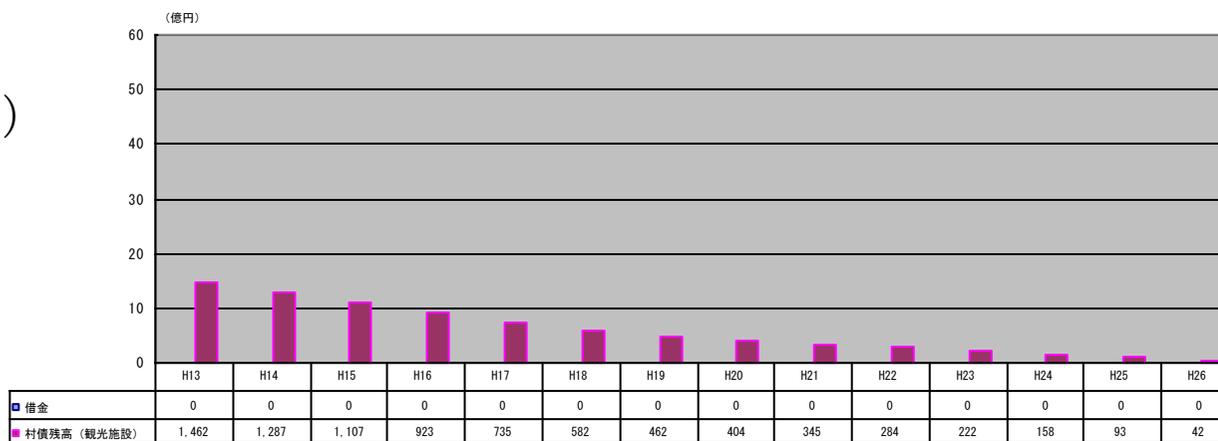
(表の単位：百万円)

(簡易水道特別会計)



(表の単位：百万円)

(観光施設特別会計)



(表の単位：百万円)

支出編

Q14. いろいろな事業をしているみたいだけど、いくつの事業をしているの？

A14. 主要施策は下記のとおりです。(26年度決算)

山中湖村の主要施策につきましては、各分野ごと様々であります。
主要施策の状況は下記のとおりです。

事業名	事業概要	事業名	事業概要
役場庁舎整備事業	庁舎耐震改修、エレベーター設置等	防災計画整備事業	村防災計画の更新事業
I T 整備事業	社会保障・番号制度システム対応業務（マイナンバー関連）	防災施設整備事業	防災ヘリポート用地購入
まちづくり事業	主要3地区交差点周辺整備等	消防無線整備事業	富士五湖消防救急デジタル無線受令機整備及び村消防団無線機整備
福祉車両購入事業	介護予防送迎車両、高齢者訪問車両の購入	教育施設整備事業	東小学校トイレ改修
児童福祉整備事業	山中保育所用地購入	下水道整備事業	山中地区公共下水道管路耐震化事業
道路整備事業	村道平野70号線外8路線橋梁補修補強更新設計業務	下水道整備事業	平野地区サイクリングロード内管渠布設整備
道路整備事業	村道舗装補修調査・構造設計業務	下水道整備事業	村道山中45号線管渠布設整備

Q15. 支出は、どのように分けているの？

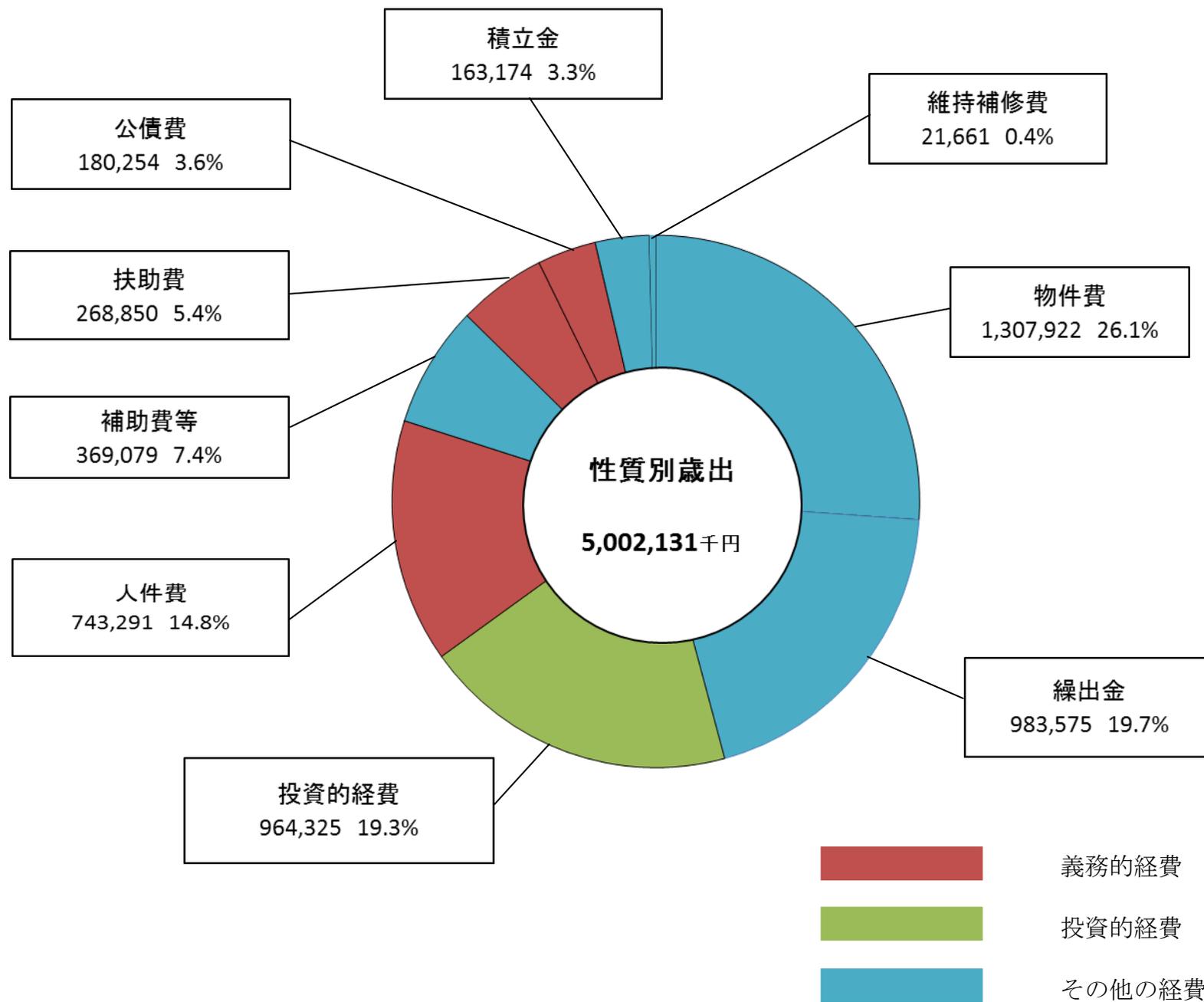
A15. 「10」の目的に分けています。

支出項目	内 容	金額(26年度決算額)
議会費	議員の報酬や議会事務局職員の人件費、議会運営などに係る経費です。	57,337,000 円
総務費	庁舎などの管理事務に関する経費、人件費、企画調整事務、財政・財務管理に要する経費のほか、村税賦課、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査に係る経費です。	1,420,912,000 円
民生費	社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者などのための社会福祉施設の整備管理運営や生活保護などに係る経費です。	788,116,000 円
土木費	まちの基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園などの各種公共施設の建設、整備を行うとともに、これらの施設の維持管理に係る経費です。	736,782,000 円
衛生費	村民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るとともに、医療、公衆衛生、精神衛生などに係る経費と、ごみなどの一般廃棄物の収集・処理などに係る経費です。	535,937,000 円
商工費	商工業の振興と、中小企業の育成、企業誘致などに係る経費です。	518,813,000 円
教育費	教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育などの教育行政に係る経費です。	480,638,000 円
こうさいひ 公債費	銀行などから借り入れた村債（借金）の返済金です。	180,254,000 円
消防費	がけ崩れなどの災害の被害を復旧する経費です。	150,727,000 円
農林水産費	農林漁業の振興に係る経費です。	132,615,000 円
合 計		5,002,131,000 円

Q16. 「性質別」支出は、どのように分けているの？

A16. 大きく「3区分」に分けています。

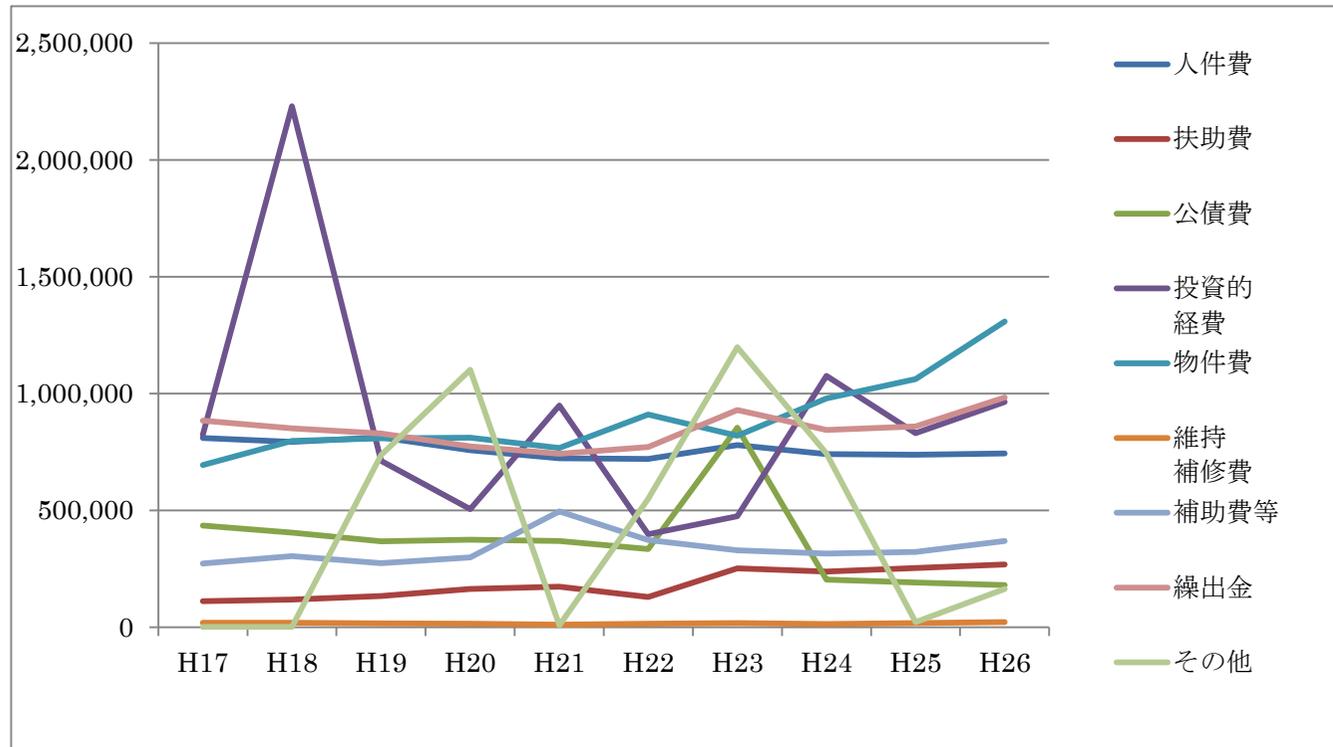
支出項目	内 容	金額(26年度決算額)
義務的経費	これらの費用は、毎年必ず支出しなければなりません。	1,192,395,000 円
人件費	職員の給料などにかかる費用です。	743,291,000 円
^{ふじよひ} 扶助費	生活保護費、障がい者支援費などの福祉や医療にかかる費用です。	268,850,000 円
^{こうさいひ} 公債費	過去に借り入れた借金（収入の部の「村債」）の返済にかかる費用です。	180,254,000 円
投資的経費	学校などの公共施設の建設、道路や公園の整備・建設など、都市基盤の整備にかかる費用です。	964,325,000 円
その他の経費	上記以外の経費のことです。	2,682,237,000 円
物件費	賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などです。	1,307,922,000 円
維持補修費	施設の維持管理のための費用です。	21,661,000 円
補助費等	一部事務組合やその他の団体などに対する負担金や補助金などです。	369,079,000 円
^{くりだしきん} 繰出金	特別会計予算への繰出で、特別会計では収入になります。	983,575,000 円
積立金	各種基金（貯金）への積立です。	163,174,000 円
合 計		5,002,131,000 円



性質別歳出の推移

(千円)

	義務的経費			投資的経費	その他の経費					計
	人件費	扶助費	公債費	投資的経費	物件費	維持補修費	補助費等	繰出金	その他	
H17	809,205	110,698	435,109	823,330	694,753	18,676	272,959	883,679	1,355	4,049,764
H18	793,796	118,603	404,490	2,230,910	797,425	19,263	304,247	850,795	1,336	5,520,865
H19	812,046	133,740	367,184	712,153	808,963	16,485	273,924	829,437	736,374	4,690,306
H20	756,818	163,609	374,463	504,816	811,171	15,290	299,069	774,339	1,101,810	4,801,385
H21	723,365	173,807	369,170	948,533	766,419	10,931	495,579	742,956	7,925	4,238,685
H22	719,595	129,659	334,714	397,539	909,916	14,720	372,923	771,157	549,063	4,199,286
H23	780,150	251,964	853,738	474,446	818,810	17,311	328,918	930,058	1,197,971	5,653,366
H24	740,442	238,419	203,112	1,075,303	978,602	12,944	315,153	844,200	744,343	5,152,518
H25	737,616	253,706	191,203	830,510	1,061,740	17,641	322,697	859,889	21,933	4,296,935
H26	743,291	268,850	180,254	964,325	1,307,922	21,661	369,079	983,575	163,174	5,002,131



一般会計基金の内訳・残高の推移

- 「基金」とは、村の貯金に当たるものです。次の3つに区分できます。
- 「財政調整積立基金」は年度間における収支を調整するためなどに貯えている基金です。
- 「減債基金」は借入金を計画的に返済していくために貯えている基金です。
- 「特定目的基金」は福祉や施設建設など、特定の目的のために貯えている基金です。

(千円)

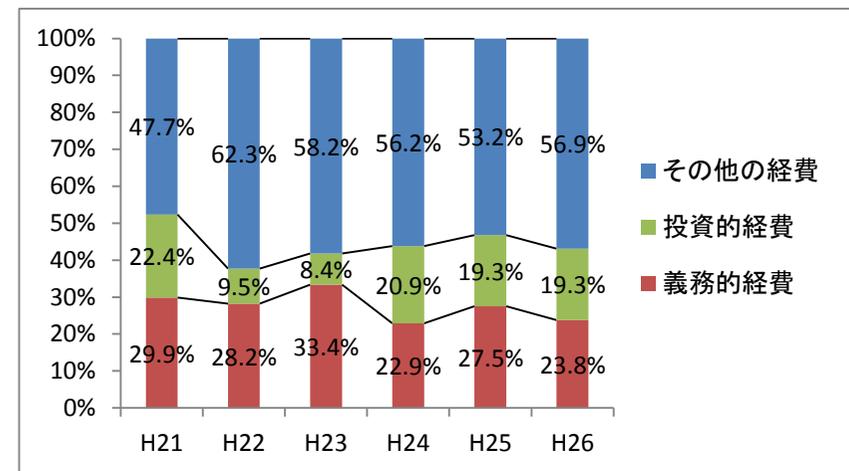
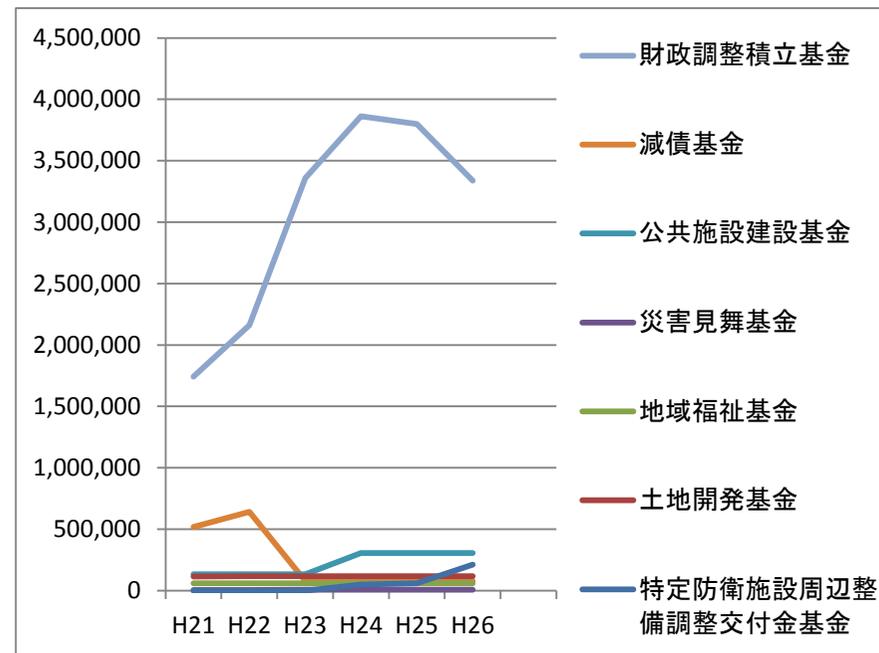
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
特定防衛施設 周辺整備調整 交付金基金	0	0	0	50,310	60,323	211,307
土地開発基金	116,520	116,636	116,683	116,718	116,747	116,776
地域福祉基金	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
災害見舞基金	6,373	6,478	6,680	6,881	7,083	7,285
公共施設建設 基金	133,539	133,649	133,699	306,376	306,490	306,603
減債基金	519,016	640,687	77,873	77,896	77,934	77,972
財政調整積立 基金	1,742,938	2,162,550	3,359,989	3,861,104	3,800,004	3,338,407

義務的経費、投資的経費、その他の経費の割合の推移

- 「義務的経費」とは、人件費や扶助費、公債費の3つを指しており、払うか払わないかほとんど自由がきかないもので、削減が難しい経費です。
- 「投資的経費」とは、公共施設や道路などの整備に要する経費です。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
義務的経費	29.9%	28.2%	33.4%	22.9%	27.5%	23.8%
投資的経費	22.4%	9.5%	8.4%	20.9%	19.3%	19.3%
その他の経費	47.7%	62.3%	58.2%	56.2%	53.2%	56.9%

(千円)



主要財務比率の年度別推移

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
財政力指数 (3ヶ年平均分)	1.810	1.860	1.450	1.390	1.502
財政力指数 (単年度分)	1.410	2.110	1.900	1.580	0.876
経常収支比率	75.8%	66.7%	47.7%	51.7%	62.8%
経常一般財務比率	106.8%	66.2%	101.0%	115.5%	169.6%
公債費負担比率	3.9%	4.2%	3.9%	15.5%	7.8%
実質公債費比率(3カ年平均)	4.5%	5.6%	10.8%	13.1%	13.6%
区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
財政力指数 (3ヶ年平均分)	1.748	1.768	1.726	1.676	1.488
財政力指数 (単年度分)	1.715	1.915	1.613	1.775	1.790
経常収支比率	96.5%	61.1%	56.8%	68.4%	63.9%
経常一般財務比率	55.1%	98.5%	116.0%	90.9%	95.8%
公債費負担比率	9.9%	7.5%	7.8%	9.3%	10.8%
実質公債費比率(3カ年平均)	11.9%	13.4%	15.6%	19.4%	23.6%

- 財政力指数は、1 を超えると普通交付税の不交付団体となり、財源の余裕があるとされています。
- 経常収支比率は、財政構造の弾力性の指標で、70%程度におさまることが望ましいとされています。
- 経常一般財源比率は、経常一般財源の余裕度をみるもので、100 を超え高いほど良いとされています。
- 公債費負担比率は、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。
- 実質公債費比率は、公債費による財政負担の程度を示すもので、3カ年の平均値が18%以上になると地方債許可団体となります。